

議第166号

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月24日提出

京都市長 門川大作

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第7号に掲げる職員」の右に「(以下「5級職員等」という。)」を加え、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和6年3月31日」を「令和6年3月31日、5級職員等にあつては令和4年10月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在実施している職員の給料の額の特例措置について、その期間を延長する必要がある
ので提案する。